

福津市学童保育所指定管理者募集要領

福津市が設置している別表 1 の学童保育所について、福津市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年福津市条例第 158 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

1. 対象施設

別表 1 「対象施設の概要等」に応じて、管理運営していただきます。

2. 指定期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日（木）から令和 12 年 3 月 31 日（日）までの 3 年間

3. 管理運営方針

（1）管理運営の基本的方針

学童保育所は、遊びを中心として、福津市立小学校に在学する児童が異なった年齢集団の中で社会性を身につけ、一人ひとりの児童の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的としています。公の施設としての公共性、公平性を尊重し、学童保育所の管理運営を行うものとします。

（2）指定期間内の目標

- ①管理運営にあたっては、学童保育所の設置目的を十分に理解したうえで、独自の創意工夫を発揮することによって、良質な保育の提供、サービスの向上に努めてください。
- ②地域住民、学校及び関係機関との積極的な共働意識をもって運営にあたってください。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

- （1）児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業に係る児童の育成支援、その他健全育成のために必要な事業に関すること。

（2）上記に付随する具体的な業務

- ①学童保育所運営に関する行事等の企画・実施業務
 - ②学童保育所の日常活動の記録及び報告
 - ③施設、付帯設備及び備品の点検及び維持管理、並びに備品の修繕・購入・調達に関する業務
 - ④地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づく利用料金（延長保育料を含む）の収納に関する業務
 - ⑤学童保育運営に関する物品の購入業務
 - ⑥福津市モニタリングマニュアルに基づく当該施設に関するモニタリングの実施
 - ⑦その他市の指定する関連業務
- ※詳細は別紙「福津市立学童保育所指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

5. 賠償責任

- （1）指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

(2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとします。

(3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議のうえ定めるものとします。

6. 保険

本業務の実施にあたり、指定管理者は損害賠償保険に加入しなければならないものとします。

7. 管理業務に係る経費の支払方法等

(1) 施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を適用します。指定管理者は、保育料等を福津市学童保育所条例第10条で定める範囲内で、市長の承認を得て定め、収入として収受することができます。併せて、市が支払う指定管理料が指定管理者の収入となります。

(2) 指定管理料の支払回数については、年12回（月1回）に分割して支払います。

(3) 指定管理料の上限額は、別表1「対象施設の概要」に掲げた額とします。申請の際は、指定管理料提案書（別紙2）を提出するものとします。

8. 申請の資格

申請の資格は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とします。なお、応募者（応募者が共同事業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次に掲げる（1）及び（2）に該当する場合は、無効又は失格とします。

(1) 欠格事項

次の事項に該当する団体の応募は、無効とする。

- ① 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体
- ② 次の各号に該当する者が役員となっている団体
 - (ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (イ) 精神の機能の障がいにより指定管理者の役員として必要な認知判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ウ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (エ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）
 - (カ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 本指定管理者の受付開始日の2年前以降の日において、市に対し警察本部から下記の通知があった者が役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）となっている団体
 - (ア) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）である者

- (イ) 暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下同じ。以下これらを「構成員等」という。）となっている者
- (ウ) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している者
- (エ) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した者
- (オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した者
- (カ) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した者
- (キ) 個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用した者、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した者
- (ク) 暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している者

(2) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 市長、副市長、地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員（以下「市長等」という。）又は議員が、市に対し主として指定管理者の業務及び請負をする法人（市長等の場合にあっては、市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人である法人の場合
- ② 選定審査に関する不当な要求等があった場合
- ③ 提出書類に虚偽若しくは偽りの記載があった場合
- ④ その他、条例等の規定に違反あるいは不正な行為があった場合

9. 応募方法

(1) 募集要領・申請書等の配付

①配付期間

令和8年7月13日（月）から令和8年9月3日（木）まで
（ただし、毎週金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く）

② 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

③ 配付場所

- ・市こども家庭部こども課こどもの国推進係（市児童センター内）
 電話 0940-43-8356
 住所 〒811-3218 福津市手光南二丁目1番1号
- ・市公式ホームページ
<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>

(2) 提出書類

福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第3条に規定する書類（別紙1参照）

※提出書類はA4サイズとして指定します。

(3) 提出部数

正1部 副12部

※それぞれファイルに綴じて、各書類に見出しラベルを貼って提出してください。

(4) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。なお、選考に必要な場合など、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を無償で複製し、使用できるものとします。

(5) 受付期間及び時間

①受付期間

令和8年8月20日(木)から令和8年9月3日(木)まで
(ただし、毎週金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く)

②時間

午前9時00分から午後5時00分まで

③受付場所

福津市こども家庭部こども課こどもの国推進係(市児童センター内)

電話 0940-43-8356

住所 〒811-3218 福津市手光南二丁目1番1号

(6) その他

- ①受付期間以外は一切受け付けません。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、本市から追加書類の提出を指示した場合はこの限りではありません。
- ②郵便による申請は受け付けません。直接、受付場所へ持参してください。
- ③応募書類は返却いたしません。
- ④応募経費は応募者の負担とします。
- ⑤応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ⑥応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面により提出してください。

10. 募集要領に関する説明会・対象施設の見学

応募予定者を対象とした説明会及び対象施設の見学(※)は実施しません。仕様書別紙に配置図等を添付しておりますが、その他図面について、応募予定者を対象に閲覧を可能とします。閲覧を希望される場合は、閲覧希望日を福津市児童センター フクスタにご連絡ください。

閲覧期間は、令和8年9月3日(木)までとします。

※対象施設は現在建設中で、令和9年2月末に竣工予定です。

11. 質問の受付・回答

(1) 受付期間

令和8年7月13日(月)から令和8年8月21日(金)まで

(2) 提出方法

FAXまたは電子メールにより質問内容を送付してください。様式は任意とします。

FAX 0940-43-8357 メール fucsta@city.fukutsu.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和8年8月27日(木)午後5時までに応募予定者全員へFAXまたは電子メールにより回答します。

なお、質疑に対する文書による回答又は別途市から送付する事項に関する通知は、本要領と同等の効力を有するものとします。

1 2. 指定管理者の候補者の審査基準及び選定

(1) 選定に係る審査基準

指定管理者の選定に係る審査基準については、「福津市公の施設における指定管理者の指定に係る指定候補者選定規程（平成17年福津市訓令第43号）」に基づき、審査を行います。

なお、選定の基準（審査項目、配点）については、別紙3「指定管理者選定における審査基準表」のとおりです。

(2) 第1次審査（資格審査）

提出された書類により参加資格要件に関する資格審査を行います。第1次審査の結果については、令和8年9月中旬に、全応募者に通知する予定です。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

福津市指定管理者選定委員会を設置し、審議、選定を行います。同委員会において、提出された書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。具体的な日程、方法等については、1次審査の結果に同封して通知しますが、令和8年10月中旬を予定しています。

(4) 市議会の議決

第2次審査の結果を同委員会から市長へ意見書として提出し、市長が指定候補者を選出し、福津市議会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決後、指定管理者の決定を行います。

ただし、市議会の議決を経るまでに指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が申請手続等に関して支出した費用等については、一切補償しませんのでご了承ください。

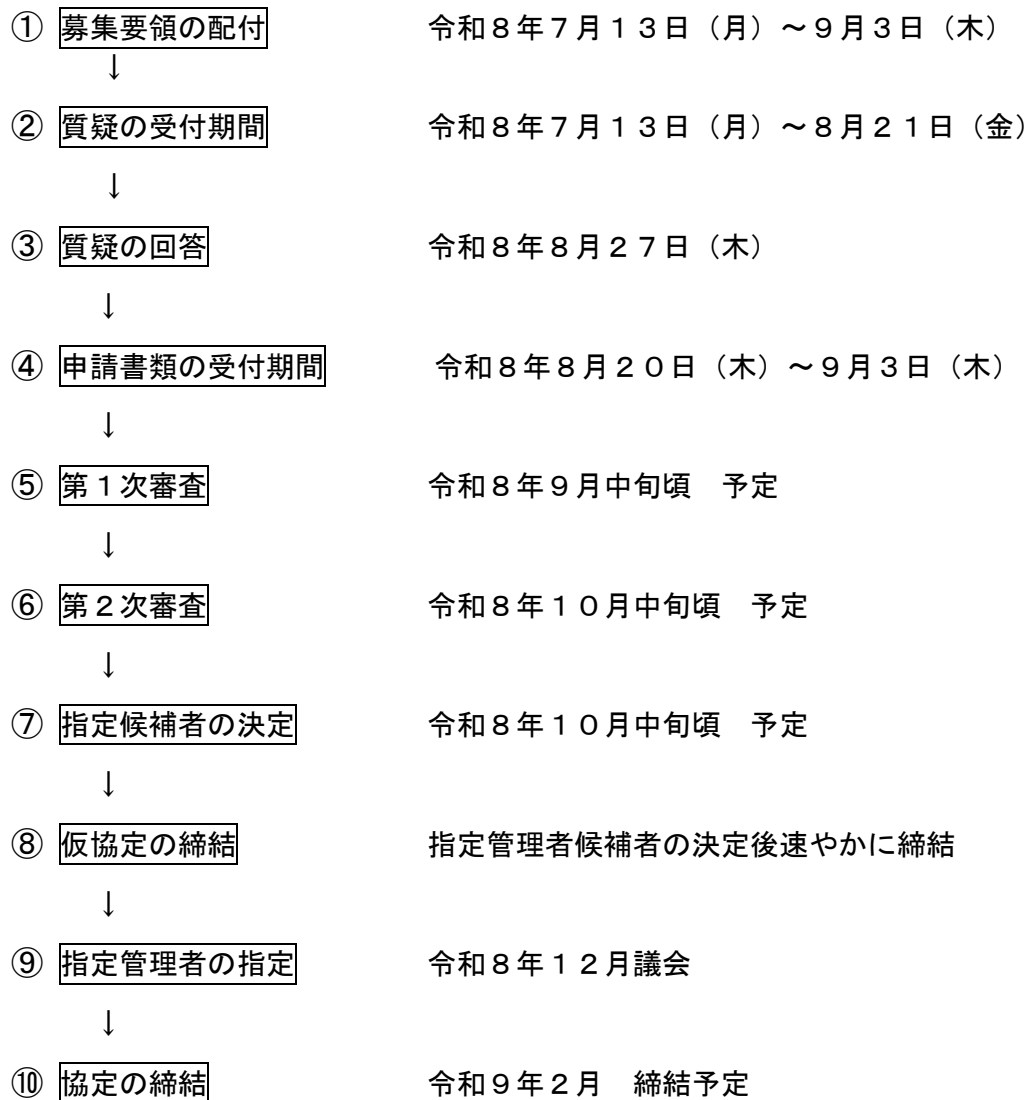
(5) その他

- ①候補者の選定後、応募の状況（応募者名等）や選定した候補者名を公表します。
- ②審査の結果によっては、該当者なしとする場合もあります。

1 3. 協定

指定管理者の決定後、管理運営業務に関する細目について、市と指定管理者で協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた協定書を締結します。時期は令和9年2月を予定しています。

14. 選定等の日程



15. 福津市と指定管理者との役割分担

仕様書に定めるところによるものとします。

16. 法令等の遵守

指定管理者は、関係する法令、市の条例及び規則等を遵守し、適正に学童保育所の管理運営を行うものとします。

（1）関係法令

地方自治法・児童福祉法及び同施行令・こども基本法・労働基準法等

（2）関係条例及び規則

福津市学童保育所条例及び同施行規則・福津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例・福津市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則・福津市情報公開条例及び同施行規則・福津市個人情報保護条例及び同施行規則等

(3) その他の法令等

指定期間中に上記法令等に改正があった場合や、管理運営についての基準を定める指針等が別に示された場合等は、その内容を遵守するものとします。

17. その他

(1) 指定の取り消し

指定管理者が、下記のいずれかに該当する場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- ① 指定管理者が本業務に関する協定に違反したとき
- ② 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者が本市の指示に従わないとき
- ③ 指定管理者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき
- ④ 指定管理者が本業務に関する協定を履行することができないと市が認めたとき
- ⑤ 条例の廃止等により指定をする必要がなくなったとき
- ⑥ 指定管理者又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

(2) 業務の引き継ぎ

指定期間が終了したとき、及び指定を取り消されたときは、学童保育所の管理運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者に対して業務の引き継ぎを最大限の努力もって行うこととします。

18. 問い合わせ先

市こども家庭部こども課こどもの国推進係（市児童センターフクスタ）

住所 〒811-3218 福津市手光南二丁目1番1号

電話 0940-43-8356（直通）

FAX 0940-43-8357

メール fucsta@city.fukutsu.lg.jp

【別表 1】対象施設の概要等

1. 施設の概要

名 称	新設小学校学童保育所（第 1）		
所 在 地	福津市宮司 2 丁目 730 番地 1	建物構造	軽量鉄骨造 2 階建（1 階）
所有状況	市所有	設置状況	新設小学校敷地内専用施設
施設定員	35 人	施設面積	57.78 m ²
備 考	令和 9 年 4 月施設設置 機械警備機器の設置あり		

名 称	新設小学校学童保育所（第 2）		
所 在 地	福津市宮司 2 丁目 730 番地 1	建物構造	軽量鉄骨造 2 階建（1 階）
所有状況	市所有	設置状況	新設小学校敷地内専用施設
施設定員	35 人	施設面積	57.78 m ²
備 考	令和 9 年 4 月施設設置 機械警備機器の設置あり		

名 称	新設小学校学童保育所（第 3）		
所 在 地	福津市宮司 2 丁目 730 番地 1	建物構造	軽量鉄骨造 2 階建（2 階）
所有状況	市所有	設置状況	新設小学校敷地内専用施設
施設定員	35 人	施設面積	57.78 m ²
備 考	令和 9 年 4 月施設設置 機械警備機器の設置あり		

名 称	新設小学校学童保育所（第 4）		
所 在 地	福津市宮司 2 丁目 730 番地 1	建物構造	軽量鉄骨造 2 階建（2 階）
所有状況	市所有	設置状況	新設小学校敷地内専用施設
施設定員	35 人	施設面積	57.78 m ²
備 考	令和 9 年 4 月施設設置 機械警備機器の設置あり		

2. 指定管理料等

年度	指定管理料の上限額	保育料（見込額）	事業費（見込額）
令和 9 年度	20,972,000	11,088,000	32,060,000
令和 10 年度	20,972,000	11,088,000	32,060,000
令和 11 年度	20,972,000	11,088,000	32,060,000

※「障がい児加配」及び「処遇改善」にかかる費用については、年度ごとに別途計上予定。

※管理施設の運用状況（施設数・定員数等）に変更があった場合、市との協議により、指定管理料が変更されることがあります。

【別紙 1】提出書類一覧

☐ 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）

☐ 指定申請書で申請した施設に関する事業計画書（様式第 2 号）

☐ 令和 9 年度～令和 11 年度までの 3 年間の指定申請書で申請した施設に関する収支計画書（様式第 3 号）及び収支計算書算定内訳書（様式第 4 号）

☐ 欠格事項に該当しない旨の宣誓書（様式第 5 号）

☐ 指定管理料提案書（別紙 2）

☐ 添付書類

(1) 定款、寄付行為、規約等

(2) 法人の登記簿謄本

(3) 法人の印鑑証明書

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 法人その他の団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項の概要がわかる書類
（法人その他団体が作成したパンフレット等）

(6) 法人その他の団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書を提出する日の属する事業年度のもの）

(7) 法人その他の団体の事業報告書、収支決算書又は貸借対照表、損益計算書等
（指定申請書を提出する日の属する前事業年度のもの）

(8) 市税に滞納がない旨の証明書

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

○ 国税及び都道府県税に滞納がない旨の証明書

○ 公設の学童保育所に関する運営実績 ※令和 6～8 年度の実績に限る

○ 共同事業体協定書兼委任状（別紙 4）※応募者が共同事業体である場合

※法人にあつては（1）から（9）まで、その他の団体にあつては（1）及び

（4）から（9）までに規定する書類を提出してください。滞納がない旨の証明書について、法人にあつては法人の証明書、その他の団体にあつては、代表者個人の証明書を提出してください。

※提出部数は、すべて正 1 部、副 1 2 部を提出してください。

※それぞれファイルに綴じて、各書類に見出しラベルを貼って提出してください。

【別紙 2】

指 定 管 理 料 提 案 書

令和 年 月 日

福津市長 様

申請者 団体名

所在地

代表者

新設小学校学童保育所の指定管理料について、下記のとおり提案します。

記

年 度	指 定 管 理 料
令和 9 年度	円
令和 1 0 年度	円
令和 1 1 年度	円
合 計	円

※指定管理料は、提出書類の収支計画書（様式第 3 号）、収支計算書算定内訳書（様式第 4 号）の中の収入合計と支出合計の差引額と同程度の額になります。

【別紙３】指定管理者選定における審査基準表

選定基準	審 査 項 目	配点 (A)	加算 率 (B)	加算 後 A×B
1 市民の平等な利用が確保されていること。	(1) 利用者の平等な利用の確保・理念・方針	5	2.0	10.0
	(2) 利用者に対するサービスの向上	5	2.0	10.0
	(3) 地域住民、地域団体、市との連携や協働による事業展開	5	2.0	10.0
2 指定施設の効用を最大限に発揮されていること。	(1) 施設の効果的な活用	5	2.0	10.0
	(2) 利用者のニーズ把握	5	2.0	10.0
3 管理経費の縮減が図られていること。	(1) 管理経費の縮減	5	1.0	5.0
4 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	(1) 管理運営に必要な人員配置計画	5	2.0	10.0
	(2) 安全管理への対策	5	1.0	5.0
	(3) 専門性、熱意、意欲、経営の健全性	5	1.0	5.0
	(4) 個人情報の保護	5	1.0	5.0
5 市長が指定施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしていること。	(1) 地元の団体優先	5	1.0	5.0
	(2) 施設特有の利用(特色)	5	2.0	10.0
	(3) その他	5	1.0	5.0

【別紙 4】

共同事業体協定書兼委任状

令和 年 月 日

福津市長 様

共同事業体名
代表者 所在地
団体名
代表者 印

福津市学童保育所指定管理者の公募に参加するため、下記のとおり共同事業体を結成し、福津市との間における下記の事項に関する権限を代表に委任して申請します。

なお、当該指定管理者に指定された場合は、各構成団体は指定管理者としての業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する責務の履行に関し、連帯して責任を負います。

共同事業体の名称	
共同事業体の代表者 (受任者)	【代表構成団体】 所在地 団体名 代表者
共同事業体の事務所所在地	
共同事業体の構成団体 (委任者)	【構成団体】 所在地 団体名 代表者 印
	【構成団体】 所在地 団体名 代表者 印
共同事業体の成立期間及び変更	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定期間終了後3か月を経過する日まで。なお、当共同事業体の構成団体の変更については、事前に福津市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請及び協定の締結に関する事項 2 経費の請求受領に関する事項 3 契約に関する事項
その他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 本協定書に定めのない事項は、構成団体全員により協議します。

備考 共同事業体を結成して公募に参加する場合は、この様式を提出してください。